

25 電気通信事業法に規定する「工事担任者資格者証」及び「工事担任者による工事の実施及び監督」について述べた次の二つの文章は、**(ウ)**。

A 工事担任者資格者証の種類及び工事担任者が行い、又は監督することができる端末設備若しくは自営電気通信設備の接続に係る工事の範囲は、総務省令で定める。

B 利用者は、端末設備又は自営電気通信設備を接続するときは、工事担任者資格者証の交付を受けている者に、当該工事担任者資格者証の種類に応じ、これに係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。

- [① Aのみ正しい ② Bのみ正しい ③ AもBも正しい ④ AもBも正しくない]

26 電気通信事業者は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信を優先的に取り扱わなければならない。**(エ)**のため緊急に行うことを要するその他の通信であって総務省令で定めるものについても、同様とする。

- [① 利用者 ② 公共の利益 ③ 人命の救助]

27 電気通信事業法に規定する電気通信事業とは、電気通信役務を**(オ)**のために提供する事業をいう。

- [① 他人の需要に応ずる ② 国民の利便の確保を図る ③ 公共の福祉の増進を図る]

28 用語について述べた次の文章のうち、誤っているものは、**(ア)**である。

- [① 電気通信とは、有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響又は影像を送り、伝え、又は受けることをいう。
② 電気通信事業とは、電気通信役務を他人の需要に応ずるために提供する事業をいう。
③ データ伝送役務とは、音声その他の音響を伝送交換するための電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務をいう。]

29 電気通信事業者は、利用者から端末設備をその電気通信回線設備に接続すべき旨の請求を受けたときは、その接続が総務省令で定める技術基準に**(イ)**しない場合その他総務省令で定める場合を除き、その請求を拒むことができない。

- [① 規定 ② 影響 ③ 適合]

30 用語について述べた次の二つの文章は、**(ウ)**。

A 専用役務とは、不特定かつ多数の者に電気通信設備を専用させる電気通信役務をいう。

B 端末系伝送路設備とは、端末設備又は自営電気通信設備と接続される伝送路設備をいう。

- [① Aのみ正しい ② Bのみ正しい ③ AもBも正しい ④ AもBも正しくない]

31 利用者は、端末設備又は (エ) 設備を接続するときは、工事担任者資格者証の交付を受けている者に、当該工事担任者資格者証の種類に応じ、これに係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければならない。

- [① 事業用電気通信 ② 自営電気通信 ③ 電気通信回線]

32 総務大臣は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、工事担任者資格者証を交付する。

- (i) 工事担任者試験に合格した者
(ii) 工事担任者資格者証の交付を受けようとする者の養成課程で、総務大臣が総務省令で定める基準に適合するものであることの認定をしたものを修了した者
(iii) 前記(i)及び(ii)に掲げる者と同等以上の知識及び (オ) を有すると総務大臣が認定した者

- [① 実力 ② 経歴 ③ 技能]

33 工事担任者規則に規定する「資格者証の種類及び工事の範囲」について述べた次の文章のうち、誤っているものは、 (ア) である。 (5点)

- ① DD第二種工事担任者は、デジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事のうち、接続点におけるデジタル信号の入出力速度が毎秒100メガビット(主としてインターネットに接続するための回線にあっては、毎秒1ギガビット)以下のものに限る工事を行い、又は監督することができる。ただし、総合デジタル通信用設備に端末設備等を接続するための工事を除く。
② DD第三種工事担任者は、デジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事のうち、接続点におけるデジタル信号の入出力速度が毎秒1ギガビット以下であって、主としてインターネットに接続するための回線に係るものに限る工事を行い、又は監督することができる。ただし、総合デジタル通信用設備に端末設備等を接続するための工事を除く。
③ AI第三種工事担任者は、アナログ伝送路設備に端末設備を接続するための工事のうち、端末設備に収容される電気通信回線の数が1のものに限る工事を行い、又は監督することができる。また、総合デジタル通信用設備に端末設備を接続するための工事のうち、総合デジタル通信回線の数が毎秒64キロビット換算で1のものに限る工事を行い、又は監督することができる。

34 端末機器の技術基準適合認定番号について述べた次の二つの文章は、 (イ) である。 (5点)

- A 専用通信回線設備に接続される端末機器に表示される技術基準適合認定番号の最初の文字は、Aである。
B 総合デジタル通信用設備に接続される端末機器に表示される技術基準適合認定番号の最初の文字は、Cである。

- [① Aのみ正しい ② Bのみ正しい ③ AもBも正しい ④ AもBも正しくない]

41 有線電気通信設備令に規定する用語について述べた次の文章のうち、誤っているものは、**(エ)**である。

- ① 支持物とは、電柱、支線、つり線その他電線又は強電流電線を支持するための工作物をいう。
- ② 強電流電線とは、強電流電気の伝送を行うための導体をいい、絶縁物又は保護物で被覆されている場合は、これらの物を含む。
- ③ 高周波とは、周波数が2,500ヘルツを超える電磁波をいう。

42 アクセス制御機能を特定電子計算機に付加したアクセス管理者は、当該アクセス制御機能に係る識別符号又はこれを当該アクセス制御機能により確認するために用いる符号の適正な管理に努めるとともに、常に当該アクセス制御機能の有効性を**(オ)**し、必要があると認めるときは速やかにその機能の高度化その他当該特定電子計算機を不正アクセス行為から防御するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- [① 検証 ② 指導 ③ 制限]

43 工事担当者規則に規定する「資格者証の種類及び工事の範囲」について述べた次の二つの文章は、**(ア)**。

- A AI第三種工事担任者は、アナログ伝送路設備に端末設備を接続するための工事のうち、端末設備に収容される電気通信回線の数が1のものに限る工事を行い、又は監督することができる。また、総合デジタル通信用設備に端末設備を接続するための工事のうち、総合デジタル通信回線の数が毎秒64キロビット換算で1のものに限る工事を行い、又は監督することができる。
- B DD第三種工事担任者は、デジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事のうち、接続点におけるデジタル信号の入出力速度が毎秒1ギガビット以下であって、主としてインターネットに接続するための回線に係るものに限る工事を行い、又は監督することができる。ただし、総合デジタル通信用設備に端末設備等を接続するための工事を除く。

- [① Aのみ正しい ② Bのみ正しい ③ AもBも正しい ④ AもBも正しくない]

44 技術基準適合認定を受けた端末機器には、その旨を表示しなければならないが、**(イ)**に接続される端末機器に表示される技術基準適合認定番号の最初の文字は、Eである。

- [① インターネットプロトコル電話用設備 ② デジタルデータ伝送用設備
③ インターネットプロトコル移動電話用設備]

45 総務大臣は、有線電気通信法の施行に必要な限度において、有線電気通信設備を (ウ) からその設備に関する報告を徴し、又はその職員に、その事務所、営業所、工場若しくは事業場に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類を検査させることができる。

[① 設置した者 ② 管理する者 ③ 運用する者]

46 有線電気通信設備令に規定する用語について述べた次の文章のうち、誤っているものは、 (エ) である。

- [① ケーブルとは、光ファイバ並びに光ファイバ以外の絶縁物及び保護物で被覆されている電線をいう。
② 絶縁電線とは、絶縁物のみで被覆されている電線をいう。
③ 強電流電線とは、強電流電気の伝送を行うための導体のほか、つり線、支線などの工作物を含めたものをいう。]

47 不正アクセス行為の禁止等に関する法律において、アクセス管理者とは、電気通信回線に接続している電子計算機(以下「特定電子計算機」という。)の利用(当該電気通信回線を通じて行うものに限る。)につき当該特定電子計算機の (オ) する者をいう。

[① 動作を管理 ② 利用を監視 ③ 運用を統括]

48 工事担任者の工事の範囲について述べた次の二つの文章は、 (ア) 。

A DD第三種工事担任者は、デジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事(接続点におけるデジタル信号の入出力速度が毎秒1ギガビット以下であって、主としてインターネットに接続するための回線に係るものに限る。)を行い、又は監督することができる。ただし、総合デジタル通信用設備に端末設備等を接続するための工事を除く。

B DD第二種工事担任者は、デジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事(接続点におけるデジタル信号の入出力速度が毎秒100メガビット(主としてインターネットに接続するための回線にあっては、毎秒1ギガビット)以下のものに限る。)及び総合デジタル通信用設備に端末設備等を接続するための工事(総合デジタル通信回線の数が毎秒64キロビット換算で50以下のものに限る。)を行い、又は監督することができる。

[① Aのみ正しい ② Bのみ正しい ③ AもBも正しい ④ AもBも正しくない]

49 端末機器の技術基準適合認定等に関する規則に規定する「対象とする端末機器」について述べた次の二つの文章は、 (イ) 。

A インターネットプロトコル電話用設備に接続される符号変換装置(インターネットプロトコルと音声信号を相互に符号変換する装置をいう。)は、技術基準適合認定の対象とならない端末機器である。

B インターネットプロトコル電話用設備に接続される構内交換設備は、技術基準適合認定の対象となる端末機器である。

[① Aのみ正しい ② Bのみ正しい ③ AもBも正しい ④ AもBも正しくない]